



児童手当などの手続をしましょう

問合せ 子育て給付課（市役所4階）

☎55-2738 ☎55-2953

✉kosodatekyufu@div.city.fuji.shizuoka.jp

	受給資格者など	請求者の所得制限など			手当の月額など	
児童手当	0歳～中学3年生修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している人	所得制限限度額は、扶養人数によって異なります。所得額は、給与収入の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後」欄の額です。また、その額から医療費控除額などが控除されます			所得制限限度額未満の場合 《3歳未満》 一律 1万5,000円	
		扶養人数(例)	所得制限限度額	所得上限限度額	《3歳以上小学6年生まで》 3人目以降 1万5,000円 1人目・2人目 1万円	
		2人	698万円	934万円	《中学生》 一律 1万円	
		4人	774万円	1,010万円	所得制限限度額以上の場合 一律 5,000円 所得上限限度額以上の場合 0円	
児童扶養手当	次に該当する18歳以下の児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父（事実上婚姻関係がある人は除く）、養育者 ●離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ●父または母が重度の障害の状態にある ●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている ※18歳以下とは、18歳到達後最初の3月31日まで。	全部支給	(例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 125万円		児童1人 4万3,070円	2人目 5,090円～1万170円 3人目以降 3,050円～6,100円
		一部支給	(例) 扶養人数2人の場合の所得制限限度額 268万円		児童1人 所得に応じて 1万160円～4万3,060円	
ひとり親家庭等医療費	次に該当する20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父（事実上婚姻関係がある人は除く）、養育者及び20歳未満の児童 ●離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父または母がいない ●父または母が重度の障害の状態にある ●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている	所得税が課せられていない世帯 ※所得税が課せられていても、扶養している児童の年齢・人数により、対象になる場合があります。			助成の範囲 保険診療分の医療費から、付加給付額及びそのほか補填された医療費を控除した額、食事療養標準負担額 ※保険診療の対象にはならないもの（個室使用料・健康診断料・容器代など）は助成対象外です。	
いづれも医療費	対象年齢 0歳から18歳到達後最初の3月31日まで	自己負担金				
		通院の場合			入院の場合	
		1回 500円 500円に満たない場合はその額。1か月につき4回目まで自己負担し、5回目以降は自己負担金なし			なし (食事療養標準負担額を含む)	
処方箋の交付により薬局へ行った場合、薬局での自己負担金はありません						

※申請が済んでいる人は、手続の必要はありません。詳しくは子育て給付課へ。

申請に必要なものなど、詳しくはこちら▶

